



(6)【福祉指導監査課】

介護保険事業者指定手数料の 徴収開始について

介護保険事業者の新規指定・更新申請 にかかる手数料徴収開始について

令和2年4月1日から、指定居宅サービス事業者等の新規指定・更新申請について、手数料を徴収します。

- ・ 事業開始日が令和2年5月1日以降の新規指定申請
 - ・ 更新年月日が令和2年6月1日以降の更新申請
- について手数料がかかります。

※茨木市外に所在する事業所やみなし指定の事業所は対象外です。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。2

新規指定申請・更新申請に係る手数料

サービス種別	手数料	
	新規申請 (1件につき)	更新申請 (1件につき)
居宅サービス	30,000円	10,000円
介護予防サービス	30,000円	10,000円
居宅介護支援	30,000円	10,000円
地域密着型サービス	30,000円	10,000円
地域密着型介護予防サービス	30,000円	10,000円
介護予防支援	30,000円	10,000円
介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス）	30,000円	10,000円

同時申請の場合の手数料

サービス種別	手数料	
	新規申請	更新申請
居宅サービス+介護予防サービス	35,000円	10,000円
居宅サービス+介護予防・日常生活支援総合事業	35,000円	10,000円
地域密着型サービス+地域密着型介護予防サービス	35,000円	10,000円
地域密着型通所介護+通所介護相当サービス	35,000円	10,000円
訪問介護相当サービス+訪問型サービスA	35,000円	10,000円
訪問介護+訪問介護相当サービス+訪問型サービスA	35,000円	10,000円

※同時申請とは、複数のサービスを同一の事業所において一体的に提供し、かつ、申請を同時に行うことです。